



# 山形県公報

令和5年1月20日(金)  
第372号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害救助法による救助の実施……………(防災危機管理課) ……37
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……38
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……39

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第49号

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の規定により、令和4年12月31日に発生した土砂崩れにより県民の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた次の市の区域内において同日から同法に基づく救助を行うこととし、同法第13条第1項の規定により当該救助の実施に関する事務の一部を当該市長が行うこととした。

令和5年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

鶴岡市

#### 山形県告示第50号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山形市立病院済生館	山形市七日町一丁目3番26号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
公立学校共済組合東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号	
医療法人篠田好生会篠田総合病院	山形市桜町2番68号	
医療法人社団松柏会至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号	
吉岡病院	天童市東本町三丁目5番21号	
北村山公立病院	東根市温泉町二丁目15番1号	

米沢市立病院	米沢市相生町6番36号
三友堂病院	米沢市中央六丁目1番219号
医療法人舟山病院	米沢市駅前二丁目4番8号
医療法人本間病院	酒田市中町三丁目5番23号
鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号

**山形県告示第51号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鶴子六沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	押 切 政 昭	尾花沢市大字六沢361番地

**山形県告示第52号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年1月20日から同年2月3日まで縦覧に供する。

令和5年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2163林班ろ小班から同 まで	旧	9.0メートル ∩ 6.8	47 メートル
同 上	新	13.2メートル ∩ 6.8	同 上

**山形県告示第53号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年1月20日から同年2月3日まで縦覧に供する。

令和5年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2163林班ろ小班から同 まで
- 3 供用開始の期日 令和5年1月20日

## 山形県告示第54号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 起業者の名称

新庄市

## 2 事業の種類

道の駅「しんじょう（仮称）」整備事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分 新庄市五日町字一本柳地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

道の駅「しんじょう（仮称）」整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、令和4年度一般会計補正予算等により本件事業に係る財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

新庄市では、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、新たな人の流れを生み出し、交流人口の拡大を図るため、道の駅の整備にあたり基本方針を定めることを目的として、平成30年に「新庄市道の駅基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

その後、基本構想を踏まえ、旧農林省蚕糸試験場新庄支場で市の登録有形文化財である新庄市エコロジーガーデン（以下「エコロジーガーデン」という。）が、道の駅に求める地域連携機能を担うことができるとして、エコロジーガーデン周辺において道の駅を整備することを決定した。

本件事業の実施により、エコロジーガーデン内の産地直売所「まゆの郷」、農業振興及び観光交流の手づくり市「k i t o k i t o M A R C H E（キトキトマルシェ）」との連携が可能となり、交流人口のさらなる拡大が期待される。

また、本件事業は、国と一体型で整備する道の駅であり、新庄市が設置予定の道路休憩施設及び地域連携施設と国が設置予定の道路情報提供施設等を一体的に整備することで、地域の振興や産業の活性化、防災機能の向上等の相乗効果も期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在せず、特別な保全措置を要する文化財等も存在していない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、申請案を含む3か所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案と他案を比較すると、①エコロジーガーデンを拠点に活動している多様な団体のさらなる事業展開が期待できること、②歴史や文化的価値を持つ施設との連携による集客力が期待できること、③エコロジーガーデンの活用により施設の整備コストの削減が図られること等、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上のことから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

本件事業により、エコロジーガーデンを活用した地域連携施設及び観光や道路の情報提供施設を整備することで地域の振興が図られるとともに、災害時における一時避難場所や災害物資の集積拠点、消防等の待機、活動の場としての利用が可能となる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から (4) までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

新庄市都市整備課

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和 4.12.20	第365号	1167	24	山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。	山形県教育委員会告示第18号 山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。